

転出届に関連する主な手続き

●各手続きを代理人が行う場合、下記の「必要なもの」以外に委任状や代理人の本人確認書類などが必要となることがありますので、事前に各担当課にお問い合わせください。

令和8年4月1日 阪南市役所市民部市民課作成

下記にあてはまる方は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください

分類	該当	完了	対 象 者	手 続 き	必要なもの	担当課
住 民 登 録 等			国外へ転出する方	☐ マイナンバーカード国外継続利用	☐ マイナンバーカード	<1階 ①③④⑤> 市民課
			印鑑登録をしている方	☐ カードの返還 ※転出予定日で自動的に登録 廃止になります。	☐ 印鑑登録証	
			戸籍について相談したい方	☐ 転籍届、婚姻届、離婚届など	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
税 金			市税(市府民税、固定資産税、軽自動車税等)の課税のある方、又はこれから課税のある方	☐ 納税通知の送付先の届	☐ 印鑑 ※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<1階⑦⑧⑨> 税務課
			原動機付自転車(125cc以下)を所有している方	☐ 名義変更又は抹消登録(廃車)	☐ 所有者、使用者及び届出者の印鑑 ☐ ナンバープレート(抹消又は廃車の場合) ☐ 登録申告済証(標識交付証明書)	
国 民 健 康 保 険 等				☐ 資格確認書又は資格情報のお知らせの返還 ※転入届の際、加入の申出をしてください。	☐ 国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせ	<1階⑰> 保険年金課
			国民健康保険に加入している方	【就学のため転出する方】 ☐ 引き続き阪南市の国民健康保険に加入する手続き	☐ 国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせ ☐ 在学証明書又は学生証	
				【住所地特例で転出する方】 ☐ 引き続き阪南市の国民健康保険に加入する手続き	☐ 国民健康保険資格確認書又は資格情報のお知らせ ☐ 施設等の入居証明書	
			国民年金第1号被保険者で国外へ転出する方	☐ 資格喪失届 ☐ 任意加入手続き(希望する場合のみ)	☐ 年金手帳(基礎年金番号通知書) ☐ 加入者名義の預貯金等通帳、金融機関届出印	
			後期高齢者医療保険に加入している方	☐ 資格確認書又は資格情報のお知らせの返還 ※府外に転出する方には、「負担区分証明書」を交付しますので新住所地に提出してください。65歳以上で障害認定を受けている方には、「障害認定証明書」も交付します。	☐ 後期高齢者医療資格確認書又は資格情報のお知らせ	
介 護 保 険			介護保険に加入している方	☐ 被保険者証の返還 ※要介護認定を受けている方には「介護保険受給資格証明書」を交付しますので新住所地に提出してください。	☐ 介護保険被保険者証(その他、転出前の住所記載の介護保険関連証書)	<1階⑯> 介護保険課
障 が い 福 祉			重度障がい者医療証を持っている方	☐ 資格喪失届、医療証の返還	☐ 重度障がい者医療証	<1階⑭> 市民福祉課
			特別児童扶養手当を受給している方	☐ 氏名住所変更届	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当を受給している方	☐ 住所・氏名・支払変更届	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			障害福祉サービスを受けている方	☐ サービス変更手続き		
子 ど も 関 係			0歳から高校生年代までの子どもがいる方(子どもだけが転出する場合も含む)	☐ 児童手当受給事由消滅届 ☐ 児童手当額改定届 ☐ 児童手当の別居監護申立	☐ 本人確認書類(運転免許証等) ☐ マイナンバーカード	<1階⑪> こども支援課
				☐ 子ども医療証の返還・資格変更届	☐ 子ども医療証	
			ひとり親家庭等に該当する方	☐ 児童扶養手当の住所変更 ☐ ひとり親家庭医療証の返還・資格喪失届	☐ ひとり親家庭医療証 ※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			妊娠している方又は乳幼児の子どもがいる方	※本市の「妊産婦・乳児一般健康診査受診券」「新生児聴覚検査受検票」及び「妊婦歯科健康診査受診券」は新住所地では使用できません。新住所地で手続きしてください。	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	
			幼稚園・保育所・認定こども園等に在籍している子どもがいる方	☐ 退所手続き	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<1階⑩> こども政策課
			小学生・中学生の子どもがいる方	☐ 転校手続き ※今までの学校で「在学証明書」、「教科用図書給与証明書」を受け取り、転出先の学校へ提出してください。	※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<2階⑳> 教育総務課
			留守家庭児童会※を利用している方(※放課後児童クラブ)	☐ 阪南市留守家庭児童会退会届出	☐ ※詳しくは担当課へお問い合わせください。	<2階㉑> 生涯学習推進室

裏面に続きます⇒

選挙関係			国外へ転出する方で国外でも国政選挙に投票したい方	☐ 在外選挙人名簿への登録移転申請	本人確認書類（運転免許証、パスポート等） ☐ ※移転申請できる対象者等について、詳しくは担当課へお問い合わせください。	<1階⑩> 行政委員会事務局 （選挙管理委員会事務局）
その他			犬を飼っている方	※転出時は手続き不要。阪南市の「犬鑑札」を持って、新住所地で登録事項変更の手続きをしてください。マイクロチップで登録されている場合は、犬と猫のマイクロチップ情報登録サイトで変更をしてください。		<1階⑥> 生活環境課
			浄化槽又は汲み取り便槽を利用している方	☐ 浄化槽休止・廃止届	※最終清掃について説明を受けてください。 手続きはWEBでも可。 	
			今までのお住まいが空き家になる方	※詳しくは担当課へお問い合わせください。		<分館③④> 都市整備課
			水道（及び下水道）の使用の中止	インターネットでお手続きが可能です （2次元バーコードからお申込みいただけます） ※希望日の3営業日前まで受付可能 ※詳しくは下記のところへお問い合わせください。 大阪広域水道企業団 泉南地域水道センター（阪南出張所）  ☎072-470-2155		

★★あてはまる手続きをご自身で必ず確認してください

他の市町村へ引越しされる方へ

転出届

新しい住所に住み始める14日前から受付しています。

【届出に必要なもの】

●マイナンバーカード又は通知カード（国外へ転出する方）

手続きチェックシート

転出

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所での手続きに際して本人確認をいたしますので、本人確認書類（原本）の提示をお願いします。

【1点で本人確認できるもの】

官公署が発行した顔写真付きの身分証明書（有効期間内のものに限る）（例：マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など）

【確認に2点が必要なもの】

（例：健康保険資格確認書、介護保険被保険者証、年金手帳、学生証など）

※代理人の方が手続きするときは

- ①代理人の方について本人確認をいたします。
- ②手続きできるかどうか、手続きの対象となる方の関係や委任状等により確認します。
- ③番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の個人番号をご提示していただきます。

阪南市役所

〒599-0292
大阪府阪南市尾崎町35番地の1

〔代表電話番号〕072-471-5678

〔窓口開庁時間〕午前8時45分から午後5時15分まで

関連する手続きについては内側をご覧ください